

独立監査人の監査報告書

平成23年5月31日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事会 御中

市川公認会計士事務所

公認会計士 市川義見



私は、公益財団法人東京都農林水産振興財団の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度に係る貸借対照表及び損益計算書(公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。)並びにその附属明細書並びに財産目録(「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。)について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 私は、財務諸表等(財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人東京都農林水産振興財団の当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 私は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

公益財団法人東京都農林水産振興財団と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上